

公的資金補償金免除線上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 名取市下水道事業等会計

事業名	公共下水道事業・農業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和60年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	✓適用 非適用
団体名	名取市	職員数 (H19. 4. 1現在)	13
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	392円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	33,549 (H18)
累積欠損金 (百万円)	3,177 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.69 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	12.8 (H18)
		経常収支比率 (%)	88.8 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	名取市公営企業経営健全化計画（下水道事業等）
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	名取市長 佐々木一十郎
既存計画との関係	「名取市集中改革プラン（H17～H21）」、「公営企業経営健全化計画（H19～28）」
公表の方法等	市広報及びホームページにより公表する（議会へは20年2月議会により報告予定）。
基本方針	本市は、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置事業の三つの事業により進めてきた結果、汚水処理率約90.0%（合併処理を除く水洗化率96.0%）と高い水準となっている。しかし、未整備地区は市街化調整区域内にあり、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備費用が高み、整備期間も相当かかる見込みであることから、早期水洗化が図られるよう、平成20年度より現行の三事業による汚水処理整備計画の見直しを行い、整備費用の縮減による効率的な事業への転換を行う予定である。また未接続世帯への啓発を行い料金収入の増加、長期継続契約により維持管理費の縮減を行い、経営安定に努めていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	640	2,120	296	3,056
	補償金免除額	91	513	54	658
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	945	1,097		2,042
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	874	388		1,262

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	564,622	1,900,823	207,882	2,673,327
	流域下水道事業	75,199	219,592	87,689	382,480
合 計 (A)		639,821	2,120,415	295,571	3,055,807
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		639,821	2,120,415	295,571	3,055,807

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	944,576	1,097,253		2,041,829
合 計 (A)		944,576	1,097,253	0	2,041,829
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		944,576	1,097,253	0	2,041,829

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業	815,842	359,687		1,175,529
	流域下水道事業	27,645	12,099		39,744
合 計 (A)		843,487	371,786	0	1,215,273
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		843,487	371,786	0	1,215,273

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>本市の汚水処理施設整備事業は、公共下水道事業・農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業の三つの事業によりそれぞれ区域を定め整備を進めてきた。公共下水道事業は、市の重点施策の一つとして昭和51年1月の事業認可以来、積極的に整備を進めてきた結果、昭和60年1月供用開始から平成18年度末時点において、処理面積1,524.7㎡、汚水処理人口普及率86.6%の高い水準まで整備された。しかし、これまでの先行投資に伴う企業債償還や施設管理運営に要する費用の増大、平成16年度より着手した臨空都市整備事業への多額の投資、未整備地区の早急な下水道整備の要望等もあり厳しい経営状況が続いている。公営企業借換債（高資本費対策）の活用により利子負担軽減に努めてきたほか、平成18年度に使用料の値上げ、維持管理経費の削減を実施してきたものの一般会計からの繰入に頼らざるを得ない状況である。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 651 632 707">課 題</td> <td data-bbox="632 651 1458 707">汚水処理施設の整備手法並びに区域の再区分見直し、整備計画について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="432 707 1458 1021"> <p>公共下水道事業は市街化区域の整備がほぼ終了し、残る未整備の箇所は家屋が分散する市街化調整区域がほとんどで、今後の整備にはこれまで以上に多額の事業費と期間を要する現状にある。また農業集落排水事業については、今後7地区の構想地区があるが整備地区ごとに処理場を設置するため、建設・維持管理にかかる経費は公共下水道を大きく上回っている。このため本市では、それぞれの整備区域の再区分並びに手法の見直しを行い、水洗化と快適な生活環境整備をより効率的に推進するための計画を策定するため、汚水処理施設整備事業再区分調査を平成18年度に実施した。現在該当住民に対しアンケート調査を実施しており、平成19年度中に整備手法並びに区域を決定し、平成20年度から計画的に予算を計上し整備を進めていく。</p> </td> </tr> </table>	課 題	汚水処理施設の整備手法並びに区域の再区分見直し、整備計画について	<p>公共下水道事業は市街化区域の整備がほぼ終了し、残る未整備の箇所は家屋が分散する市街化調整区域がほとんどで、今後の整備にはこれまで以上に多額の事業費と期間を要する現状にある。また農業集落排水事業については、今後7地区の構想地区があるが整備地区ごとに処理場を設置するため、建設・維持管理にかかる経費は公共下水道を大きく上回っている。このため本市では、それぞれの整備区域の再区分並びに手法の見直しを行い、水洗化と快適な生活環境整備をより効率的に推進するための計画を策定するため、汚水処理施設整備事業再区分調査を平成18年度に実施した。現在該当住民に対しアンケート調査を実施しており、平成19年度中に整備手法並びに区域を決定し、平成20年度から計画的に予算を計上し整備を進めていく。</p>	
	課 題	汚水処理施設の整備手法並びに区域の再区分見直し、整備計画について			
	<p>公共下水道事業は市街化区域の整備がほぼ終了し、残る未整備の箇所は家屋が分散する市街化調整区域がほとんどで、今後の整備にはこれまで以上に多額の事業費と期間を要する現状にある。また農業集落排水事業については、今後7地区の構想地区があるが整備地区ごとに処理場を設置するため、建設・維持管理にかかる経費は公共下水道を大きく上回っている。このため本市では、それぞれの整備区域の再区分並びに手法の見直しを行い、水洗化と快適な生活環境整備をより効率的に推進するための計画を策定するため、汚水処理施設整備事業再区分調査を平成18年度に実施した。現在該当住民に対しアンケート調査を実施しており、平成19年度中に整備手法並びに区域を決定し、平成20年度から計画的に予算を計上し整備を進めていく。</p>				
	課 題	<p>使用料の適正化について</p> <p>受益者負担の原則に基づき、使用料適正化を図るため20㎡・3,000円を基準に平成18年4月分から平均23.7%の値上げを実施した。平成18年度決算では約2億円ほどの増収ではあったが企業及び一般家庭の節水意識が高まっており、急激な有収水量の増加が見込めないことから収支期間を4年間とし、定期的な見直しを行うことにしている。</p>			
課 題	<p>宅内公共樹状況点検調査および維持管理費の軽減</p> <p>市が設置・管理している公共樹については、設置してから20年余りが経過した地区もあることから、今後4年間を目安に樹の点検調査を実施する。調査内容は、樹内の詰まりや蓋の不具合、雨水等不明水の有無や浸入水等の点検をし、また下水道の適正使用の啓発（流しては困る物等の取り扱い）を行い維持管理費の軽減に努める。</p>				
課 題	<p>未接続世帯への啓発</p> <p>公共下水道の処理区域内で未だ接続をしていない家屋の所有者に対し、早期に接続していただくようお願いするとともに、接続できない状況等の調査をし、適切な指導を行い収入の増加を図る。このほか引き続き「公共工事の建設費の縮減に関する行動計画」に沿った対応に努めるとともに平成15年度から公共下水道事業・農業集落排水事業において公営企業法を一部適用し、企業会計方式による決算を行っていることから、市民に対し経営状況の積極的な公表に努めていくこととしている。</p>				
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

下水道事業等会計

(単位:%)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)		(計画第2年度)		(計画第3年度)		(計画第4年度)		(計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)																
繰入前経常収支比率 (%)																
料金回収率 (%)			50.9	51.2	67.9	72.4	80.5	84.2	81.8	84.5	82.0	85.7	82.3	94.6	82.6	93.4
総収支比率(法適用) (%)			58.1	60.3	90.6	88.2	92.3	89.6	96.9	86.7	97.3	88.7	97.4	93.4	98.4	94.4
経常収支比率(法適用) (%)			58.1	59.1	90.6	88.2	92.3	89.6	96.9	86.7	97.3	88.7	97.4	93.4	98.4	94.4
営業収支比率(法適用) (%)			76.3	83.1	95.4	108.1	107.4	104.2	106.2	104.4	104.2	102.4	100.2	100.6	99.9	101.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)			-104.1	-186.2	-179.4	-176.7	-169.3	-171.0	-195.0	-209.4	-200.0	-231.2	-212.3	-245.6	-215.5	-253.9
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)		42.3	40.9	58.8	46.7	47.5	49.4	53.7	47.9	50.5	46.4	49.1	44.2	48.3	43.2
	うち基準内繰入金 (%)		40.9	39.0	50.6	44.3	47.5	47.9	53.7	47.9	50.5	46.0	49.2	44.4	48.3	43.4
	うち基準外繰入金 (%)		1.5	1.9	8.2	2.4	0.0	1.2	0.0	0.4	0.0	0.4	-0.1	0.4	0.0	0.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)															
	うち赤字補てん的なもの (%)															
	資本的収入分 (%)		82.3	73.5	31.2	22.4	32.1	31.7	19.1	29.5	22.4	24.4	63.0	62.2	63.3	62.3
	うち基準内繰入金 (%)															
	うち基準外繰入金 (%)		82.3	73.5	31.2	22.4	32.1	31.7	19.1	29.5	22.4	24.4	63.0	62.2	63.3	62.3
うち赤字補てん的なもの (%)																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 繰入前経常収支比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常収益(収益的収入計) - 他会計繰入金(収益的収支のうち基準外繰入金)) / 経常費用(収益的支出計) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (収益的収入計(総収益) - 他会計繰入金(収益的収支のうち基準外繰入金)) / (収益的支出計(総費用) + 地方債償還金(資本的支出に係るもの)) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	受益者負担の原則に基づき、使用料適正化を図るため20m³・3,000円を基準とし設定している。開発地域の利用増加が見込まれるものの、大口利用者および各家庭の節水意識が高まっている為、大幅な増収は見込めないものとする。
2 他会計繰入金の見込み	繰上償還分の利子が削減することにより、基準外繰入が減少するものとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	汚水処理施設の整備手法と区域の再区分を行っており、大規模な投資は今後ないものとする。また、資産売却については現在のところ今後予定は特になし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
<p>地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>一般会計関係の職員数は、平成15年4月から平成19年4月までの5年間で34名(6.0%)削減している。「名取市集中改革プラン」では、公共施設の管理運営のあり方を見直し、退職者補充率を50%程度に抑制することで、平成17年4月から平成22年4月までの5年間で全職員数624名(公営企業分を含む。)を597名(27名減)に削減することを目指している。なお、下水道事業等会計については臨空関連事業に伴い、平成16年度より技術職員2名、臨時職員1名を増員しているところであったが、事業のピークが過ぎたことにより、平成19年度より上記の人員を減員とした。人件費1人あたり年間約9,000千円の削減。</p>
<p>給与のあり方</p>	
<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p>	<p>国の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月1日で給料表の見直しを実施している。地域手当についても国の基準に合致させている。 なお、特殊勤務手当については、従来より月額支給による手当を日額支給方式に改める等、支給方法の見直し等に取り組んできたが、今後とも一般会計を含めた対象業務の全般的な見直しを行いながら適正化を図っていくこととし、平成20年度までに検討を行う。</p>
<p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>下水道事業において技能労務職員の配置は行っていない。</p>
<p>退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>退職時特別昇給については平成17年度に廃止済みである。</p>
<p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>健康保険組合の事業主負担割合については適正に処理している。また、職員互助会に対する補助金についても平成19年度に見直しを行い、人間ドッグ等給付金支給事業を除く一切の事業に対する経費の支弁を廃止した。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
<p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>(課題) 平成18年度から宅内公共樹状点検調査を実施。今後4年間施設等の故障、雨水等の不明水の有無や侵入水等の点検調査を行い、修繕費を少なくするほか、併せて下水道の適正使用の啓発を行う。また処理施設の維持管理はすでに委託しており、今後委託業務の長期継続契約により経費削減が見込まれるものについて検討を行い維持管理費の縮減を図る。</p>
<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>平成8年度より汚水、雨水ポンプ場を民間へ委託している。今後も民間でも可能な業務を検討し取り組んでいきたい。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
<p>料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>(課題) 受益者負担の原則に基づき、使用料の適正化を図るため20m³・3,000円を基準に平成18年4月分から平均23.7%の値上げを実施した。今後は算定期間を4年間とし、定期的な見直しを行うこととしている。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	<p>予算決算状況に関しては市の広報にて年3回情報公開している。</p>
<p>行政評価の導入</p>	<p>公営企業部門を除き、平成19年度内に選択的な事業評価を施行、平成21年度以降PDCAサイクルの確立がされる予定である。現在公営企業部門の導入手法を検討している状況である。</p>
5 その他	<p>(課題) 汚水処理施設整備事業(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)の再区分見直しを平成20年度より実施している。未整備地区は市街化調整区域であり家屋が点在しており、公共下水道事業及び農業集落排水事業については多額の事業費や期間を要することから、早期に水洗化を実現するため、三つの手法による事業の再区分を行い、公共下水道計画区域の縮小・農業集落排水事業新規整備の停止、合併処理浄化槽設置補助区域の拡大により一日も早く水洗化を図る。また処理区域内の未接続世帯への啓発を行い、収入の増加を図りながら引き続き経営健全化に努める。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	臨空整備都市事業の公共下水道建設事業が概ね終了し、平成19年度に職員が3名減となっており、今後も引き続き事業認可区域の整備を行っていくため、職員数については当分の間削減出来ないもの考える。また人件費については、市の給与体系にあわせ検討していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	事業経営の効率化、料金の適正化、経営状況の情報公開への対応、経理内容の明確化、透明性が必要であることから地方公営企業法の財務規定を適用し平成15年4月から企業会計へ移行した。法適用当初は現金支出に伴う経費の不足分についてのみ一般会計から繰出しを行ったため、現金支出の伴わない減価償却費相当額の純損失が生じ、累積欠損金が膨大となっていた。平成17年度からは繰出基準に準じ一般会計から繰出すこととし、また平成18年4月からは経営改善を図るため、使用料の改定を行い、使用料算定期間を4年間とし定期的に見直すこととした。しかし、これまでの先行投資による多額の企業債償還、資産の減価償却費が発生し今後も純損失は生じる見込みである。欠損金の処分については地方公営企業法等で処理方法が定められているが、本市においては欠損金処理に充てることのできる利益剰余金、資本剰余金はなく、欠損金を処理する方法がない。このことから純損失を減少させ累積欠損金の増加を抑制するため、平成20年度からは汚水整備計画の見直しにより、公共下水道事業区域の縮小、農業集落排水事業の新規整備の停止を行い、建設改良事業費を削減、定期的に使用料の見直し、施設管理運営費の削減に加え、繰上償還による支払利息が軽減されることで純損失を減らし欠損金の解消に努めていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	汚水処理整備計画の事業見直しによる建設改良事業費削減と、繰上償還を実施することによる利子軽減に併せ、一般会計からの基準外繰出しの削減に努めていく。
4 その他	維持管理費（（1）-（2）経費）については、平成18年度を基準年度とした各年度の改善額を計上している（ただし平成19年度については、農業集落排水事業の一部が公共下水道事業に編入されたことによる施設解体費及び資産減耗費を除外した）。なお、ポンプ場等の施設維持管理委託料を長期継続契約にすること等により、計画期間内において137百万の改善額を見込んでいる。 また、その他として、平成20年度からの汚水処理整備計画区域の見直しにより、公共下水道事業の縮小による整備期間の短縮と長期的な建設改良費の削減を見込んでいる。また、農業集落排水事業の新規整備を停止することで、平成20年度以降に新規着手する地区の建設改良費を152百万円（累積なし）、当該建設改良費に伴って生じる平成21年度以降の企業債利息2百万円（累積あり）が平成23年度までの計画期間中に削減となることを見込んでいる。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与と費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

下水道事業等会計

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前2年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計										
収入の確保	処理区域内人口(人)		59,525	59,543	60,482	60,909		61,037	61,409	62,505	61,999	62,700	62,409	62,995	62,909	63,200	63,409						
	A 増減			18	939	427	1,384	128	500	1,468	500	195	500	295	500	205	500		2,291	2,500			
	水洗便所設置済人口(人)		56,456	56,640	57,916	58,338			59,041	59,140	60,655	59,756	60,770	60,384	61,123	61,003	61,354	61,623					
	B 増減			184	1,276	422	1,882	703	802	1,614	646	115	628	353	619	231	620		3,016	3,285			
	水洗化率(%)		94.8	95.1	95.8	95.8			96.7	96.3	97.0	96.5	96.9	96.8	97.0	97.0	97.1	97.2					
	C 増減			0.3	0.6	0.0	0.9	1.0	0.5	0.2	-0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2		1	1		
	有収水量(m³)		7,211,889	7,363,399	7,309,780	7,049,734			7,207,397	7,351,244	7,131,056	7,307,409	7,152,614	7,362,024	7,181,694	7,410,024	7,203,786	7,458,024					
	D 増減			151,510	-53,619	-260,046	-162,155	157,663	301,510	-76,341	-43,844	21,558	54,624	29,080	48,000	22,092	48,000		154,052	408,290			
	使用料単価(円/m³)		141	141	141	174			175	173	174	175	173	175	173	175	173	175					
	E 増減			0	0	34	34	1	-1	-1	2	-1	0	0	0	0	0	0		-2	1		
料金改定率(%)					23.7			23.7												0	0		
F 増減					23.7		23.7													0	0		
収納率(%)		98.8	98.9	97.9	98.9			94.0	99.0	90.2	99.3	97.3	99.3	97.3	99.3	97.3	99.3						
G 増減			0.1	-1.0	1.0	0.1	-4.8	0.1	-3.8	0.3	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		-2	0			
その他																				0	0		
H 増減																				0	0		
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)		110,787	103,984	119,936	142,966		265,425	346,324	176,019	168,745	176,073	166,200	156,727	162,951	156,245	162,657						
	増減			-6,803	15,952	23,030	32,179	122,459	203,358	-89,406	-177,579	54	-2,544	-19,346	-3,259	-482	-294		13,279	49,691			
	職員数(人)		16	16	16	13			13	13	12	13	12	13	13	13	13						
	増減			0	0	-3	-3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		0	0			
	管理運営費(千円)		3,169,644	3,055,373	2,975,076	2,932,579		3,103,772	3,199,891	2,809,388	2,885,576	2,724,983	2,735,762	2,598,201	2,525,299	2,554,803	2,469,152						
	I 増減			-114,271	-80,297	-42,497	-237,065	171,193	261,312	-294,384	-308,318	-84,405	-149,814	-126,782	-210,469	-43,398	-66,147		-377,776	-463,427			
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)		53	51	49	48		51	52	45	47	43	44	41	40	39							
	J 増減			-2	-2	-1	-5	3	4	-6	-5	-1	-3	-2	-4	-1	-1		-8	-9			
	汚水処理原価(円/m³)		276	275	207	241		218	213	213	208	210	204	210	191	209	188						
	K 増減			7	-76	36	-33	-23	-28	-5	-6	-2	-3	-1	-13	-1	-3		-32	-53			
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)		87	83	83	83		76	74	83	81	83	80	82	79	82	77							
L 増減			-4	0	0	-4	-7	-9	7	6	0	-0	-0	-2	-0	-2		-1	-6				
その他																			0	0			
M 増減																			0	0			
使用料回収率(%)		50.9	51.2	67.9	72.4		80.5	81.2	81.8	84.5	82.0	85.7	82.3	91.6	82.6	93.1							
(E/K×1,000)	増減		0.3	16.7	4.5	8.1	8.8	1.3	3.3	0.2	4.2	0.3	5.9	0.3	4.5								
累積欠損金比率(%)	増減		-104.1	-186.2	-179.4	-176.7	-169.3	-171.0	-195.0	-209.4	200.0	-231.2	212.3	-245.6	215.5	-263.9							
企業債現在高(百万円)	増減		35,213	33,867	33,363	33,549	32,104	32,083	30,603	30,744	29,088	29,299	27,505	28,031	25,860	26,485							
			-1,346	-604	186	-1,259	-1,466	-1,501	-1,339	-1,515	-1,445	-1,583	-1,268	-1,645	-1,546								
収入の確保	使用料収入(百万円)		1,015	1,036	1,029	1,230		1,263	1,274	1,241	1,282	1,235	1,290	1,239	1,298	1,243	1,305						
	改善額			21	14	201	236	33	44	11	52	5	60	9	68	13	75		71	299			
	有収水量の増加			21	14	-26	9	33	44	11	52	5	60	9	68	13	75		71	299			
	使用料の適正化			0	0	227	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0			
その他																							
改善額																							
経営の効率化	管理運営費(百万円)		3,169	3,055	2,975	2,933		3,112	3,204	2,799	2,885	2,655	2,736	2,530	2,568	2,485	2,513						
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		69	67	67	66		66	63	73	72	71	72	72	72	72	72						
	改善額			6	-14	-67	-75	79	62	104	8	86	6	99	16	103	24		471	416			
	職員給与費の適正化			2	2	3	7	0	3	-7	-6	-5	-6	-6	-6	-6	-6		-24	-24			
	維持管理費(上記以外)の適正化 (注: (1)-(7)経費より)			4	-16	-70	-82	79	59	111	14	91	42	105	22	109	30		495	437			
	うち職員給与費中の退職手当																						
	その他(汚水処理整備計画事業見直しに伴う投資的経費の削減見込額(H20～農集排施設整備計画新規事業の停止による))								152	152	152	152	152	152	152	152	152						
改善額								0	0	2	2	4	4	6	6								
改善額								152	152	154	154	156	156	158	158			620	620				
計画前5年間改善額 合計													161										
改善額 合計													1,162	1,935									

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保、その他」の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
 「経営の効率化、その他」の例:建設コストの削減(上水道共同施工の実施、工法の見直し、技術開発の促進など。建設改良費の削減は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考) 補償金免除額 658

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方
 民間委託の取組状況
 その他に記載された項目に関する取組等

企業及び一般家庭の節水意識が高まっていることから、急激な有収水量の増加が見込めないことから、算定期間を4年間とし、定期的な見直しを行う。民間でも可能な業務を検討し取り組んでいき、また長期継続契約により経費削減が見込まれるものについては検討していく。

汚水処理整備計画(公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置事業)の見直しを行い、平成20年度から公共下水道事業計画区域の縮小、農業集落排水事業の新規事業停止、合併処理浄化槽設置補助事業区域の拡大し、建設改良費の削減を図り、未整備区域の早期水洗化を図る。